

(平成22年4月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	43 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	26 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	59 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	40 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年12月まで
② 昭和52年1月から平成8年10月まで

私は、転居後、区役所又は金融機関で、以前に納付していなかった申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付した。その後、別の区へ転居したが、その際も、区役所で国民年金の住所変更手続きを行い、その後、納付書が送られて来る度に、同区役所で国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、転居後に、以前に納付できなかった期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したことを鮮明に記憶している。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、再転居するまでの間、申立期間①を除き国民年金保険料をすべて納付していること、及び申立期間①の前後の保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことなどを考え併せると、申立人が、18か月と比較的短期間である申立期間①の保険料を未納のままにしておいたと考えるのは不自然である。

2 一方、申立人は、転居先の区において、申立期間②の国民年金保険料を納付していたとしているが、いつ転居したか憶えていないなど、申立期間②当時の保険料の納付状況についての記憶が、曖昧である上、オンライン記録でも、平成20年5月に、申立期間②当初に居住していた区から、11

年2月以降居住していた区へさかのぼって国民年金の住所変更手続がなされ、申立人が保険料を納付していたとする途中の住所の記載が無いことから、申立人が、申立期間②当時、国民年金の住所変更手続を行わず、申立人に対して納付書が発行されていなかったことが推認できる。

また、申立期間②は230か月以上に及ぶ上、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年10月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月から63年1月まで
② 昭和63年4月から平成元年4月まで
③ 平成元年10月から3年3月まで

私は、昭和53年11月ごろ、当時居住していた町の役場で国民年金の加入手続を行った。現在年金手帳は2冊所持している。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が離婚後転居した市内の金融機関で納付書によって納付した。昭和61年夏には所有していた不動産を売却し、同年12月に転居したので、心機一転して、この月から納付し始めたことと記憶している。保険料の月額は9,000円ぐらいだと思う。

申立期間③の国民年金保険料については、未納期間の保険料をさかのぼって納付できることを知ったため、私が平成3年ごろに社会保険事務所（当時）でまとめて納付した。納付した保険料の総額は記憶にない。

申立期間当時においては、不動産の売却金もあって、納付できる未納期間の保険料については、すべて納付しているはずであるため、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、18か月と比較的短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立期間直前の保険料は過年度納付されていることから、申立期間③の保険料のみ未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、未納期間の保険料をさかのぼって納付できることを知ったため、平成3年ごろに社会保険事務所で納付したと主張しているところ

る、市の被保険者台帳及びオンライン記録では、申立期間③の直前の元年5月から9月までの保険料について、3年に過年度納付していることが認められるとともに、申立人もさかのぼって納付したのは1回と主張していることより、過年度納付を行った時点において、当該申立期間は納付可能であり、この期間の保険料も合わせて納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は申立期間当時、婚姻時に所有していた不動産の売却金を所有しており、姉及び知人にも金を貸与していたとしていることから、まとめて保険料を納付するだけの資力があったものと考えられる。

2 一方、申立期間①及び②について、申立人は、転居した市において昭和61年12月から保険料を納付し始めたと主張しているが、必ずしも記憶が定かではないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②の直後である平成元年5月から同年9月までの国民年金保険料について平成3年度に過年度納付されていること、及び申立期間①と②の間である昭和63年2月及び同年3月の厚生年金保険加入期間についての記録が平成16年5月に追加されているが、当該期間の国民年金保険料が還付された形跡も見当たらないことから、申立期間①及び②の保険料について、定期的に納付があったとは考え難く、未納のまま時効が到来したことにより、3年6月以降においては納付することができなくなったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年10月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年10月まで

私は、昭和44年ごろに私の妻が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、しばらくした後、国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞いたことから、私の妻が夫婦二人分の保険料を40年4月にさかのぼって納付した。

当時は家計が厳しかったため、国民年金保険料を納付するために義父からお金を借りて保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和40年4月にさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人の国民年金被保険者台帳の昭和40年度から43年度までの摘要欄には、第2回特例納付により申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる形跡が確認できる。

また、申立期間は、国民年金の強制加入期間であることから、第2回特例納付により国民年金保険料を納付することは可能な期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付するために、義父から借りた資金の一部を保険料として納付したと主張しているところ、申立人の妻は「父親からお金を借りて保険料を納付したことを憶えている。」旨証言している。

加えて、申立人の年金手帳、国民年金被保険者台帳及び被保険者名簿では、当初、申立人の生年月日が誤って記載されている上、被保険者台帳の申立期間の納付記録が、被保険者名簿の納付記録と異なっている期間が確認できる

ことから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その上、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月、同年11月、53年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年10月及び同年11月
② 昭和53年2月及び同年3月

私は、海外からの帰国後に区役所で国民年金再加入の手続きを行い、保険料については、口座振替又は納付書により金融機関で納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、それぞれ2か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて申立人の夫の職業に変更はなく、申立人の経済状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間当時に申立人が居住していた区においては、保険料の納付単位は、納付書及び口座振替ともに2か月ごとであったことが確認でき、年度を6期に分け、納付書については6期分を年度当初にまとめて送付していたとしていること、及び残高不足等により口座振替による納付ができない場合には、その都度、納付書が発行される仕組みであったことから、国民年金に任意加入した申立人が申立期間の保険料のみを未納のままにしたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入した後においては、申立期間を除いて保険料の未納はない上、当時、国民年金が適用されない海外在住に際しても、出入国時に被保険者資格の得喪手続きを適切に行っており、その後における第3号被保険者と第1号被保険者との切替手続きも適切に行っていることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3567

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 49 年 4 月に、私の申立期間の国民年金保険料が未納となっている旨の通知が届いたので、すぐに、妻が、市役所の支所で申立期間の保険料を特例納付により納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 4 月に、申立期間の国民年金保険料が未納となっている旨の通知が届いたので、すぐに、申立人の妻が、申立期間の保険料を特例納付により納付したと主張しているところ、この時期は第 2 回特例納付の実施期間中である上、申立期間は強制加入期間であることから、特例納付により保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を特例納付により納付したと主張する金額も、実際に特例納付した場合の保険料額と一致している。

さらに、申立人の妻は、「夫（申立人）の国民年金保険料を特例納付する際に、夫と、これくらいの金額であれば将来のために納めたほうがよいという話をして、納めることにした。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 7 月までの期間、52 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 7 月まで
② 昭和 52 年 7 月及び同年 8 月

私は、昭和 50 年 1 月の会社退職時に、市役所で、私と妻の国民年金の加入手続を行った。その後送られてきた納付書により、金融機関又は郵便局で、私と妻の申立期間①の国民年金保険料を一緒に納付した。52 年 6 月に会社を退職した際も、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間②の保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 1 月に、申立人及び申立人の妻の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されており、その番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人及び申立人の妻の国民年金の加入手続は、同年同月に行われたものと推認され、加入手続を行っておきながら、その当初の 7 か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付しなかったのは不自然である。

また、申立人は、昭和 52 年 7 月に会社を退職した際も、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間②の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きは、その当時適切に行われていたことが、申立人が所持する年金手帳により確認できることから、切替手続きを行っておきながら、わずか 2 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付しなかったのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間に未納はなく、厚生年金保険から国民年金への切替手続も複数回適切に行っていることが、申立人が所持する年金手帳により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から3年3月まで

私の国民年金については、私の母親が加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ8か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納がないこと、及び申立人の保険料を納付していたとするその母親は、申立期間の保険料が納付済みとなっていることから、申立人のみ申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人の国民年金加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号に近い番号が付与された任意加入被保険者等の資格取得日から平成3年4月から5月までの間であることが推認でき、その直後のオンライン記録では、同年6月に過年度納付書が発行されていることが確認できること、及び申立人の母親はまとめて保険料を納付したことがあると証言していることから、申立人の母親が当該納付書により申立期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料をほとんど納付している上、前納していた期間もあることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 12 月まで

私の父親が、昭和 36 年に区役所で私と私の母親の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、父親が区役所に行き、私と母親の二人分を一緒に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続の時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号を付された任意加入者の被保険者資格取得日から、昭和 37 年 9 月 28 日以前であると推認できることから、その時点で申立期間は国民年金保険料を納付できる期間である。

さらに、申立人は、申立人の父親が申立人と申立人の母親の二人分の国民年金の加入手続を一緒に行い、国民年金保険料も納付していたと主張しているところ、二人の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認できる上、その母親の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

加えて、特殊台帳では昭和 37 年度の納付月数は 3 か月となっており、オンライン記録によると、昭和 37 年 4 月から同年 6 月までの期間が納付済みとされていたが、申立人が所持している国民年金手帳の 37 年度の印紙検認記録では 38 年 1 月から同年 3 月までの欄に検認印が押されていることから、平成 20 年 8 月に 37 年度の納付済期間を「37 年 4 月から同年 6 月までの期間」から「38 年 1 月から同年 3 月までの期間」に変更されており、申立期間

当時、行政側の記録管理が適切に行なわれていなかった可能性がある。

その上、申立人は、申立期間後の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月まで

私が会社を退職してしばらくしてから、私の父親が、町役場で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私の母親が送付されてきた納付書によりまとめて納付したことを記憶していることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号を付された任意加入者の資格取得日から、昭和 57 年 5 月と推認できることから、その時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があると主張しているところ、申立人が居住する市を管轄する社会保険事務所(当時)では、申立期間当時、集合徴収を行っており、過年度分の国民年金保険料が未納となっている被保険者に未納分の納付書を送付して、指定された日時に公民館等で保険料を納付できたことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立期間の国民年金の保険料額は、納付済みとなっている申立期間直後の昭和 57 年 4 月以降の保険料月額よりも安価であることから、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その上、申立人は、申立期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から61年3月まで

私は、昭和49年11月に国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者に種別変更するまで、国民年金保険料を納付していた。60年3月に国民年金の資格喪失の手続を行った記憶がないにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年11月に国民年金に任意加入後、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、付加保険料を納付している期間や、保険料を前納している期間もあるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和60年3月に国民年金の資格喪失手続を行った記憶はないと主張しているところ、その当時、申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、当時の申立人の夫の標準報酬月額は高額で推移していたことが確認できることから、申立人が任意加入の資格を喪失させる理由が見当たらない上、申立人の夫も申立人が国民年金の資格を途中で喪失したと聞いたことはない旨証言している。

さらに、申立期間は1回、かつ13か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年10月まで

私が、20歳になった時に、私の父親が、私の国民年金の加入手続きを行った。その後、納付書が送られて来たので、父親が、近所の郵便局で国民年金保険料を納付していた。保険料の納付が遅れた時もあったが、催促の通知を受け取った後すぐに、父親が、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1回、かつ16か月と比較的短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人の申立期間を除く国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとされていることから、申立人の父親の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付が遅れた時もあったが、催促の通知を受け取った後すぐに、申立人の父親が、保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の父親は、申立期間の保険料を自分が納付していた旨証言している上、申立期間直後の平成5年11月から6年3月までの保険料が過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、保険料の納付意欲の高かったと認められる申立人の父親が、申立期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から47年3月まで

私は、昭和42年3月に会社を退職後すぐに、市役所支所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。その後、集金人が来るたびに、私又は妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付した。妻の申立期間の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に未納はなく、申立人の妻は、20歳から60歳までの全期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人及び申立人の妻の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人又は申立人の妻が、夫婦二人分を一緒に納付したと主張しているところ、申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みとされている。

さらに、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から同年12月まで

国民年金制度発足時に、私の叔父が私の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については叔父が納付していた。昭和41年6月に結婚し、転居してからは、自宅に来るようになった集金人に私が3か月ごとに保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人が納付していたとする保険料額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間の国民年金保険料については、申立期間後の納付済みとなっている昭和52年4月以降の保険料額よりも安価であることから、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫が厚生年金保険に加入後も国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3576

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から43年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金保険料については、妻が夫婦二人分の保険料を未納期間がないように集金人に一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ9か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその妻の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた区では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3577

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで

私は、申立期間当時、勤務先に住み込みで働いており、店に来た区役所の職員に国民年金制度が始まることを聞き、国民年金に加入することにした。国民年金の加入手続については憶^{おぼ}えていないが、国民年金保険料の納付については、区役所の窓口で納付したことを憶^{おぼ}えている。現在所持している国民年金手帳には、申立期間のうち、一部の期間の保険料の納付を証明する検認印が押されているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ9か月と短期間である。

また、申立人は区役所の窓口で3か月分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時、申立人が居住していた区では、保険料の納付は区役所の窓口で収納することになっていた上、3か月単位で収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が納付したと主張する国民年金保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致していることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

加えて、申立人が所持している年金手帳には申立期間の一部を納付したことが証明できる検認印が押されていることが確認できるにもかかわらず、申立人の国民年金保険料の納付記録が未納とされていることから行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その上、申立人は申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年7月まで
② 昭和54年7月
③ 平成2年8月

私は、会社を退職すれば国民年金に加入することは当然だと思っており、申立期間①及び②については、私の妻が区役所又は市役所の支所で私の国民年金の加入手続きを行い、同支所の窓口で国民年金保険料を納付したはずである。申立期間③については、私の妻が市役所の支所で自分の分と一緒に私の国民年金の加入手続きを行い、その場で夫婦二人分の保険料を納付したことを記憶している。申立期間が未納又は未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人の妻は、市役所の支所で夫婦二人分の種別変更手続きを行い、その場で保険料を納付した際に、2人分の保険料を合計すると1万円を超えたことから、申立人に対して早く就職して欲しいと思ったことを具体的かつ鮮明に記憶しており、当時、申立人の妻は、夫婦二人分の種別変更手続きを行った後に当該期間の保険料を納付したものと推認できる。

また、申立期間③について、申立人の妻は、自分の保険料について定額保険料及び付加保険料を納付し、申立人の保険料は定額保険料のみ納付し、付加保険料を納付していないことを記憶していることから、申立人の主張は一貫性があり、基本的に信用できる。

さらに、申立期間③について、申立人と一緒に保険料を納付したとする

申立人の妻は納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である上、申立期間③は1か月と短期間である。

- 2 一方、申立期間①及び②について、申立人は、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したと主張しているが、その妻は、当時、申立人が会社を退職したことを認識していなかった上、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について記憶が曖昧であることから、当時の申立人の国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると申立期間②は国民年金の未納期間となっているが、申立人は、昭和54年7月31日に船員保険の資格喪失を行い、同年8月1日に厚生年金保険の資格取得を行っていることから、国民年金の加入期間であることを認識していなかったと証言している。

さらに、申立期間①及び②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間①及び②については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から43年3月まで

私たち夫婦は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料を未納期間がないように集金人に一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ9か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた区では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年7月1日から45年1月28日までの期間について、事業主は、申立人が43年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年1月28日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を昭和43年7月から44年10月までは6万円、同年11月及び同年12月は10万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和42年2月6日から43年7月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を42年2月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月6日から45年1月28日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、A社からB社へ出向した昭和42年2月6日から45年1月28日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が保管している昭和42年2月6日付けのA社からB社への出向辞令及び45年1月28日付けのA社からB社への出向を解く旨の辞令により、申立人が申立期間にB社に勤務していたことが確認できる。

申立期間のうち昭和43年7月1日から45年1月28日までの期間につ

いて、B社の厚生年金基金加入記録では、申立人が43年7月1日に資格を取得し、45年1月28日に同資格を喪失している記録が確認できる。

このことについて、申立てに係る事業所及び基金に照会したところ、同基金の届出書が複写式であったか否かについては確認できず、複写式でなかったとする事実も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年1月28日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金基金加入記録から、昭和43年7月から44年10月までは6万円、同年11月及び同年12月は10万円とすることが妥当である。

申立期間のうち昭和42年2月6日から43年7月1日までの期間については、申立人と同日にA社からB社へ出向した同僚6名については、当該複数の同僚は、いずれも申立期間において同社で厚生年金保険の記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金基金加入記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は解散していることから確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立てどおりの資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年2月から43年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和29年6月1日から32年7月12日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を29年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から32年7月12日まで

私は、昭和29年5月1日から36年2月28日までA社に正社員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことから、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和29年6月1日から32年7月12日までの期間について、申立人がA社を退職した後に勤務したB社に保存されている申立人の履歴書に、「29年6月にA社入社」と記載されている上、同社に同年4月に入社したとする同僚が「申立人は、私のすぐ後に入社した。」と述べていることから、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、申立人は入社時から一貫して同一業務に従事し、勤務形態及び作業内容に変化はなかったと述べているところ、同僚も同様の証言をしている。

さらに、同僚3名は、「A社には試用期間は無かった。」と述べているところ、それぞれの記憶する同社における入社日と資格取得日は一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間において、A社に勤務

し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の当該期間に係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、二度にわたり健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和29年5月1日から同年6月1日までの期間について、前述のとおり、B社に保存されている履歴書には申立人のA社への入社は同年6月と記載されている。

また、申立人は、A社に入社した時期を明確には記憶していないと述べている上、当時の同社の事業主は既に亡くなっており、申立人の当該期間における勤務実態についての証言を得ることができない。

さらに、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年2月14日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、80円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和21年10月1日から22年9月1日までの期間については、A社C支店の事業主は、申立人が21年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、22年9月1日に同資格を喪失した旨を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年10月から22年5月までは360円、同年6月から同年8月までは400円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年10月1日から19年6月1日まで
② 昭和20年2月14日から21年9月18日まで
③ 昭和21年9月18日から22年9月1日まで

私は、昭和15年4月1日にA社に入社し、兵役休職を経て平成2年1月18日まで勤務していた。技術社員に任用された昭和18年10月からは、厚生年金保険に加入していたはずだが、社会保険事務所の記録では、申立期間の記録が欠落している。調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された在籍証明書及び人事記録により、申立期間①及び②については同社B支店、申立期間③については同社C支店に在

籍していたことが確認できる。

申立期間②について、申立人は、D県厚生部が発行する兵籍資料から、昭和19年1月12日に陸軍に徴集され、20年12月1日に復員したことが確認できるが、社会保険事務所の記録によると、申立人は、19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年2月14日に被保険者資格を喪失している。

しかしながら、当該資格喪失日は陸軍に徴集されていた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難いことから、申立人は復員時まで被保険者としての資格を有していたと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に徴集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人のA社B支店における資格喪失日は、兵籍資料の復員日である昭和20年12月1日とすることが妥当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和20年1月の社会保険事務所の記録から80円とすることが妥当である。

申立期間③について、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名の者の昭和21年10月1日から22年9月1日までの期間の被保険者記録が確認でき、申立人は、同支店に同姓同名の被保険者はいなかったと述べていることから、上記被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

また、上記被保険者名簿において、申立人を含め3名は、厚生年金保険記号番号の記載が無く、備考欄に「団体郵便年金加入」と記入されているのが確認できる。

さらに、申立人のA社C支店における資格喪失時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、備考欄に「22.9.1年金取得」と記入されている。当該日は、団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険との調整が廃止された日であることから、申立人は、昭和21年10月1日から22年9月1日まで、団体郵便年金に加入し、同年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する団体郵便年金制度と厚生年金保険法に係る資料等によれば、団体郵便年金加入者については、労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金の厚生年金保険法への移管」、「団体郵

便年金加入者に対する厚生年金保険法の適用除外」及び「いったん適用除外された者が厚生年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算」という調整を行うことになっており、また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に団体郵便年金加入の表示がある場合は、昭和 22 年 9 月 1 日を限度として、厚生年金保険の被保険者期間と認めることになっていることから、申立人は、団体郵便年金の加入期間について厚生年金保険の被保険者期間であったものと考えられる。

以上のことから、申立期間③のうち、昭和 21 年 10 月 1 日から 22 年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険被保険者期間であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社 C 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 21 年 10 月から 22 年 5 月までは 360 円、同年 6 月から同年 8 月までは 400 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、当該期間は、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人は、当時の業務内容について「積算課で建築工事の見積業務を行っていた。」と述べている上、申立人が記憶している同課の同僚 2 名についても労働者年金保険に加入していないことが確認できることから、申立人は、労働者年金保険法の強制被保険者ではなかったことがうかがえる。

申立期間②のうち、復員した昭和 20 年 12 月 1 日から 21 年 9 月 18 日までの休職期間及び申立期間③のうち、同年 9 月 18 日から同年 10 月 1 日までの期間については、A 社の人事記録により給与が支給されていたことは推認できるものの、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立人は、保険料の控除に関して記憶していない。

このほか、申立期間①及び②のうち昭和 20 年 12 月 1 日から 21 年 9 月 18 日までの期間並びに申立期間③のうち昭和 21 年 9 月 18 日から同年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②のうち昭和 20 年 12 月 1 日から 21 年 9 月 18 日までの期間並びに申立期間③のうち同年 9 月 18 日から同年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 24 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25 年 10 月 30 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 24 年 5 月から 25 年 5 月までは 7,000 円、同年 6 月から同年 9 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 5 月ごろから 25 年 9 月ごろまで

私は、A 学校を卒業後、昭和 24 年 5 月ごろから B 地区に駐留していた C 国軍に通訳として就職し、給与は D 社から支給されていた。25 年 6 月に朝鮮戦争が勃発したことにより、C 国軍も E 国に出動したので、残務整理が終わった同年 9 月ごろに離職し上京した。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓と同姓同名で、生年月日の記載が無い者が、昭和 24 年 5 月 1 日に資格を取得し、25 年 10 月 30 日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、F 社が保有している D 社に係る被保険者名簿において、申立人の旧姓と同姓同名で生年月日の記載が無い者に係る被保険者記録と、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は一致する。

さらに、F 社は、「D 社の記録には申立人のほかに同姓同名の者が勤務していた記録は無く、厚生年金保険の被保険者記録と申立期間がおおむね一致することから、当該記録は申立人の記録であると思われる。」

としている。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人の主張する昭和 24 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25 年 10 月 30 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和 24 年 5 月から 25 年 5 月までは 7,000 円、同年 6 月から同年 9 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和32年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月31日から33年2月15日まで

A社に昭和32年1月4日から40年6月1日まで勤務したが、32年7月31日に同社B工場に転勤した際の最初の7か月間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間前後を含めて継続して同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和32年7月31日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年6月及び同社B工場における33年2月の社会保険事務所（当時）の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の連絡先は不明であり、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成7年6月から同年10月までは28万円、同年11月から9年12月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から10年1月12日まで
オンライン記録では、A社で勤務していた期間のうち、平成7年6月から9年12月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、9万2,000円に引き下げられているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を元の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年6月から同年10月までは28万円、同年11月から9年12月までは20万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（10年1月12日）の後の同年1月19日付けで、さかのぼって9万2,000円に訂正されている上、申立人と同様に事業主についても標準報酬月額が訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような事務処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人が同社の取締役であったことが確認できるが、事業主及び同僚は、申立人は工事部長であり、社会保険事務に携わっていなかったと述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年6月から同年10月までは28万円、同年11月から9年12月までは20万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から7年6月30日まで

私は、社会保険事務所の職員から、標準報酬月額がさかのぼって16万円に引き下げられていると聞いた。

会社の設立から勤務したが、当初から給料は40万円ぐらいもらっており、退職するまで変わらなかったと思う。

標準報酬月額の記録を、正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年6月30日）の後の8年3月11日付けで、さかのぼって16万円に引き下げられている上、ほかに役員1名については、同日付けで、6年12月1日にさかのぼって資格取得の記録が取り消されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人の同僚は、「勤務していた当時、保険料の督促の件で、社会保険事務所から会社に電話があったことを記憶している。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 1 日から 2 年 9 月 30 日まで
私が A 社に勤めていた申立期間の標準報酬月額が 16 万円に訂正されているが、当時の月給は 50 万円ぐらいだったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は 53 万と記録されていたが、申立人が A 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（平成 2 年 9 月 30 日）の後の同年 10 月 23 日付けで、16 万円へ引き下げられている上、複数の同僚についても申立人と同様の処理がされていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A 社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の役員でないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成19年3月30日の標準賞与額に係る記録を12万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

平成19年3月30日に臨時賞与が支給され、標準賞与額に基づく保険料が控除されているが、ねんきん特別便にこの標準賞与額が記録されていない。勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）に届出を行なわなかったとのことなので、調査し標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された月別給与一覧表から、申立人は、12万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月29日から同年7月1日まで

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、A社には昭和29年に入社し51年まで継続して勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出された申立人の在籍証明書に記載されていた職歴及び申立人に係る雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和29年6月29日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店における昭和29年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否については、これを確認できる資料が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成19年3月30日の標準賞与額に係る記録を12万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

平成19年3月30日に臨時賞与が支給され、標準賞与額に基づく保険料が控除されているが、ねんきん特別便にこの標準賞与額が記録されていない。勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）に届出を行なわなかったとのことなので、調査し標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された月別給与一覧表から、申立人は、12万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成19年3月30日の標準賞与額に係る記録を12万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

平成19年3月30日に臨時賞与が支給され、標準賞与額に基づく保険料が控除されているが、ねんきん特別便にこの標準賞与額が記録されていない。勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）に届出を行なわなかったとのことなので、調査し標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された月別給与一覧表から、申立人は、12万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成19年3月30日の標準賞与額に係る記録を12万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

平成19年3月30日に臨時賞与が支給され、標準賞与額に基づく保険料が控除されているが、ねんきん特別便にこの標準賞与額が記録されていない。勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）に届出を行なわなかったとのことなので、調査し標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された月別給与一覧表から、申立人は、12万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成19年3月30日の標準賞与額に係る記録を11万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

平成19年3月30日に臨時賞与が支給され、標準賞与額に基づく保険料が控除されているが、ねんきん特別便にこの標準賞与額が記録されていない。勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）に届出を行なわなかったとのことなので、調査し標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された月別給与一覧表から、申立人は、11万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成19年3月30日の標準賞与額に係る記録を12万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

平成19年3月30日に臨時賞与が支給され、標準賞与額に基づく保険料が控除されているが、ねんきん特別便にこの標準賞与額が記録されていない。勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）に届出を行なわなかったとのことなので、調査し標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された月別給与一覧表から、申立人は、12万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成19年3月30日の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

平成19年3月30日に臨時賞与が支給され、標準賞与額に基づく保険料が控除されているが、ねんきん特別便にこの標準賞与額が記録されていない。勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）に届出を行なわなかったとのことなので、調査し標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された月別給与一覧表から、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成19年3月30日の標準賞与額に係る記録を12万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

平成19年3月30日に臨時賞与が支給され、標準賞与額に基づく保険料が控除されているが、ねんきん特別便にこの標準賞与額が記録されていない。勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）に届出を行なわなかったとのことなので、調査し標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された月別給与一覧表から、申立人は、12万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成19年3月30日の標準賞与額に係る記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

平成19年3月30日に臨時賞与が支給され、標準賞与額に基づく保険料が控除されているが、ねんきん特別便にこの標準賞与額が記録されていない。勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）に届出を行なわなかったとのことなので、調査し標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された月別給与一覧表から、申立人は、11万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和53年4月2日から55年4月30日までの期間について、事業主は、申立人が主張する53年4月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、55年4月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和53年4月から同年9月までは9万8,000円、同年10月から55年3月までは11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月2日から55年4月30日まで
② 昭和58年4月1日から59年10月ごろまで

申立期間①はA社B支店に勤務しており、申立期間②はC社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金基金の記録から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ者が、昭和53年4月2日に被保険者資格を取得し、55年4月30日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、前記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は申立人が昭和53年4月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、55年4月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票の記録から、昭和 53 年 4 月から同年 9 月までは 9 万 8,000 円、同年 10 月から 55 年 3 月までは 11 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、事業主の供述から、申立人が当該期間に C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、C 社は、平成 14 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所ではないことが確認できる。

また、C 社の当時の代表取締役は、「当該期間においては、当社は適用事業所となっておらず、適用事業所となる前の期間においては、給与からの厚生年金保険料の控除を行っていない。」と述べている。

さらに、申立人は、C 社の同僚の姓名を記憶しているものの、連絡先が不明であることから、当該期間における社会保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月29日から同年9月1日まで
平成7年5月1日から同年8月31日までA社に継続して勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。厚生年金保険料は控除されていたので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人提出の平成7年8月分の給与明細書及び事業主提出の出勤簿兼賃金台帳から、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の平成7年8月分の給与明細書に記載されている保険料控除額から算定した標準報酬月額である18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料納付の義務を履行したと回答しているが、事業主提出の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成7年8月29日と記載されていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和52年12月21日から53年2月21日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和52年12月21日）及び資格取得日（53年2月21日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月21日から53年2月21日まで
② 昭和53年2月21日から同年3月29日まで

平成20年3月に来た「ねんきん特別便」で厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間について厚生年金保険加入記録の欠落及び標準報酬月額の相違が判明した。

私は、昭和50年9月21日から53年3月29日までA社に継続して勤務しており、いったん退社して再度入社した事実はない。

また、昭和53年2月の標準報酬月額が28万円から11万8,000円に引き下げられていることについても、当時の給与額と相違しており、納得いかないため、申立期間の厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人はA社において昭和50年9月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、52年12月21日に資格を喪失後、53年2月21日に同社において再度資格を取得しており、申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間①においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と共に、前職からA社へ転籍した申立人の当時の部下は、「申立人は、申立期間①において勤務内容に変更は無く、A社に継続して勤務していた。」と供述している。

さらに、当該複数の同僚及び部下は、いずれも申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和52年11月のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失日及び取得日の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年12月から53年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、11万8,000円と届けられており、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、A社は既に解散している上、事業主に照会したものの、回答を得ることができず、このほかに、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年9月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月1日から同年12月30日まで
昭和56年9月から広告代理店であるA社に営業職として勤務した。
申立期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び申立人が所持しているA社における昭和56年分の源泉徴収票から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、上記の源泉徴収票の「社会保険料の金額」の欄に記載されている金額は、当時の保険料率に基づいて計算した社会保険料の金額とおおむね一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持しているA社における昭和56年分の源泉徴収票から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚

生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C所における資格取得日に係る記録を昭和24年1月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月から同年4月までは2,700円、同年5月は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年1月15日から同年6月1日まで

私は、昭和22年4月1日から60年12月31日までA社に勤めていたが、同社B支店から同社C所に異動した際の申立期間の5か月間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の異動記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和24年1月15日に同社B支店から同社C所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年6月のA社C所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録が9等級であることから、同年1月から同年4月までは2,700円、同年5月は7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支社における資格取得日に係る記録を昭和25年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月15日から同年6月1日まで

私は、昭和23年4月にA社に入社以来、60年12月24日まで同社及びその関連会社に継続して勤務してきた。

申立期間はA社B支店から同社C支社に異動の際、生じたものである。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書、雇用保険加入記録及び後任者の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和25年5月15日に同社B支店から同社C支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支社における昭和25年6月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和35年5月28日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年5月から同年9月までは8,000円、同年10月は9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月28日から同年11月27日まで

私は、申立期間にA社に勤務していた。その間、正社員として業務課に所属していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間として記録されていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同名で同生年月日の者の、昭和35年5月28日から同年12月1日までの期間に係る基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、当該被保険者記録の厚生年金保険記号番号は、申立人の基礎年金番号と一致する上、申立人保管の厚生年金保険被保険者証に記載された被保険者番号とも一致することから、当該被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和35年5月28日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和35年5月から同年9月までは8,000円、同年10月は9,000円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金 事案 2647

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年3月17日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間に係るA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年3月から同年7月までは2万4,000円、同年8月から45年3月までは3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月17日から45年4月1日まで
A社B支社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓と同姓同名かつ同じ生年月日で、昭和44年3月17日に資格を取得し、45年4月1日に同資格を喪失している者の被保険者記録が確認できる。

また、上記の者の被保険者番号は申立人が保管している厚生年金保険被保険者証の番号と同一の番号であることから、当該記録は申立人の記録であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和44年3月17日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の除被保険者名簿の記録から、昭和44年3月から同年7月までは2万4,000円、同年8月から45年3月までは3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から11年3月まで

私の国民年金加入手続は、平成3年8月ごろ、私の母親が社会保険の被扶養者から私を外す際に住所地の区役所で行ってくれた。年金手帳にも被保険者となった時期が同年*月と記載されている。国民年金保険料の免除申請は、私が住所地の区役所や市役所で行ってきており、申立期間の保険料が免除されず未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳の「被保険者となった日」欄に記載されている時期が、平成3年*月となっていることから、この時期に国民年金の加入手続が行われたと主張しているが、この年金手帳に記載されている時期は、実際の加入手続時期に関係なく、強制加入期間の初日までさかのぼることから、加入手続時期を特定するものではない。

また、オンライン記録によれば、申立人には、平成11年4月に初めて基礎年金番号が付番されていることが確認できることから、それより前に申立人が国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行っていたとは考えにくい。

さらに、申立人は、平成3年8月ごろ、申立人の母親が住所地の区役所で、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から47年3月まで

私が学生だった20歳のころ、父親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。その後、私が大学を卒業するまで、ずっと父親が国民年金保険料を納付してくれていた。私と夫の保険料を納付し始めた時期が、結婚前にもかかわらず、不自然に一致しており、何らかの理由により独身時代の記録が失われたものと考えられる。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が学生だった20歳のころ、申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人自身は、加入手続き等に直接関与しておらず、その父親も、既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付開始日が、夫と結婚前の時期から一致しているのは不自然であると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出され、その前後の任意加入者における国民年金被保険者の資格取得時期から、申立人が昭和49年3月ごろに国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、その時点において、夫婦一緒に過年度納付したことにより納付開始日が一致しているとするのが自然である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続きを行った時点で、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、ほかに国民年金の加入手続きを行った形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 47 年 3 月まで

私が学生だった 20 歳のころ、父親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。その後、私が就職した昭和 47 年 12 月まで、ずっと父親が国民年金保険料を納付してくれていた。私と妻の保険料を納付し始めた時期が、結婚前にもかかわらず、不自然に一致しており、何らかの理由により独身時代の記録が失われたものと考えられる。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が学生だった 20 歳のころ、申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人自身は、加入手続き等に直接関与しておらず、その父親も、既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付開始日が、妻と結婚前の時期から一致しているのは不自然であると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出され、その前後の任意加入者における国民年金被保険者の資格取得時期から、申立人が昭和 49 年 3 月ごろに国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、その時点において、夫婦一緒に過年度納付したことにより納付開始日が一致しているとするのが自然である。

さらに、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間の始期から国民年金の加入手続きを行ったと推認される時期までの期間を通じて同一区内に居住しており、ほかに国民年金の加入手続きを行った事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月から62年12月まで

私の国民年金の加入手続は、時期は分からないが、母親が、行ってくれた。母親が、区役所の窓口で、申立期間の国民年金保険料額を計算してもらったところ、高額であったため、後日母親が区役所の窓口で、さかのぼってまとめて納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は、平成元年8月ごろに行われたものと推認でき、その時点では、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立人の保険料をさかのぼってまとめて納付したことは1回だけであると述べているところ、申立期間直後の昭和63年1月から平成元年3月までの保険料が2年3月に過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人の母親がさかのぼってまとめて納付したのは、この期間の保険料であると考えるのが合理的である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から54年6月まで

私の国民年金の加入手続は、私が20歳になったため、元夫の母親が行ってくれたと思う。国民年金保険料は、元夫の母親が、私と元夫の二人分を一緒に納付していたはずである。私は、時期は定かではないが、元夫の母親から、私と元夫の国民年金の加入手続を行い、私達夫婦の保険料を20歳の時から納付していたので、今後の保険料は自分達で納付するように言われ、20歳の時から納付した分の領収書と以後の納付書を渡されたことを憶えている。申立期間について、一緒に納付していた元夫は、保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったため、申立人の元夫の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその元夫の母親は、既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人及びその元夫の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されており、その前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人及びその元夫の国民年金の加入手続は、昭和56年10月ごろに行われたものと推認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、同一区内に継続して居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の元夫の母親が、申立人及びその元夫の申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の元夫の申立期間の保険料も未納とされている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から平成7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から平成7年2月まで
私は、昭和40年ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、60歳に到達する平成7年*月まで、毎月、私が、区役所の窓口で、印紙検認方式により国民年金保険料を納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をすべて、区役所の窓口で、印紙検認方式により納付したと主張しているが、申立期間の大半は、申立人が申立期間当時居住していた区では、印紙検認方式による保険料の収納を行っていなかったことが確認できることから申立内容と合致しない。

また、申立期間は296か月と長期間に及んでおり、これだけの期間の事務処理を行政側が続けて誤るとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3586

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 52 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 52 年 8 月まで

私は、昭和 45 年ごろ、母親から私の国民年金の加入手続をしてくれたと聞いた。手続場所や国民年金手帳の記憶はない。

国民年金保険料については、金額の記憶はないが、結婚するまでは母親が集金人に、結婚後には納付方法は不明だが夫が納付してくれていたと思う。申立期間が未加入期間で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和 45 年ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、結婚前の保険料を納付していたとしている母親、及び結婚後において申立人の保険料を納付したとしているその夫は既に他界していることから、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金に任意加入した時期は、申立人の国民年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録共に、昭和 52 年 9 月となっていることから、結婚時の 51 年 1 月にさかのぼって被保険者資格を取得し、保険料を納付することが制度上できないとともに、申立人が結婚前に居住していた市では、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、結婚前においては、申立人の母親が集金人に国民年金保険料を納付していたとしているが、その母親は、申立期間のうち申立人が結婚する前の期間においては大部分が未加入期間となっていることを考え合

わせると、申立人は申立期間においては、国民年金に加入していなかったものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 2 月に兄が経営する会社に転職したが、同社では厚生年金保険の適用がなかったため、妻が市役所で私の国民年金加入手続を行った。この時は二男が生まれた直後であり、国民健康保険に加入したことは確かであるので、同時に国民年金加入手続も行っているはずである。その後、自宅近くの金融機関で国民年金保険料を納付し続けてきたのに、申立期間が未加入とされ保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、二男が生まれた直後の昭和 51 年 2 月に市役所でその妻が国民健康保険の加入手続をしたことが確かであるから、当然に国民年金にも加入し、保険料を納付したはずと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその妻は、加入に際して年金手帳の交付を受けた憶えはなく、保険料の納付頻度や納付方法等についての記憶も定かでないことから、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、その妻も申立期間は国民年金に加入していない。

また、申立人に対しては申立期間の前後を通じて国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない上、申立人の妻は申立期間後においてさかのぼって保険料を納付した憶えもないとしていることから、申立人は申立期間においては国民年金に加入していなかったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から44年4月まで

私は、昭和42年1月に会社を辞めて先輩と共に事業を始めた。2か月ほどして区役所出張所から呼び出しがあり、国民年金と国民健康保険に加入するように求められた。当時、金があまりなかったのに未納となっていた保険料全額を納付するように言われたので、少しけんか腰で納付したのを憶えている。申立期間に国民年金に加入していないはずはなく、未加入とされ保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年に区役所出張所に呼び出されたことを契機に、国民年金と国民健康保険に同時に加入し、国民年金保険料については、最初に加入手続をした区役所出張所で納付し始め、申立期間において欠かさず納付してきたと主張しているが、申立人は国民年金保険料の納付に必要な国民年金手帳を受け取った憶えはなく、保険料の納付方法や金額などについても記憶が必ずしも定かでないことなどから、国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月に払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から10年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から10年5月まで

私の母親が、平成8年10月ごろに市役所で私の国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私の母親が納付書により金融機関で未納期間がないように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年10月ごろに申立人の母親が申立人の国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が初めて国民健康保険に加入した時期は11年9月30日であることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の基礎年金番号の前後の番号の被保険者の付番年月日から、平成10年7月ごろと推認できるが、申立人及びその母親は、過年度納付により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間を含んでおり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から49年12月までの期間及び50年3月から51年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から49年12月まで
② 昭和50年3月から51年1月まで

私は、20歳になった昭和38年に区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、区役所の窓口や郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年に国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、加入手続を行った場所を始めとして、必ずしも記憶が定かではなく、45年3月まで納付書で納付することができなかった郵便局で申立期間当初から納付していたのではないかとしているなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、オレンジ色の年金手帳以外に国民年金手帳の交付を受けたことがないと主張しているが、当該色の年金手帳は昭和49年以降に発行されているものであることに加えて、申立人が当時居住していた区では、申立期間のうち、38年4月から45年3月までの期間における国民年金保険料の納付方法は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し、これに検認印を押す方法が採られていたことを考え合わせると、申立内容は不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年2月ごろに払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していることを踏まえると、別の

国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は12年8か月に及び、このような長期間にわたって納付記録が欠落するとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月、同年 5 月、46 年 3 月、同年 4 月、47 年 5 月から 49 年 8 月までの期間及び 50 年 7 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 46 年 3 月及び同年 4 月
③ 昭和 47 年 5 月から 49 年 8 月まで
④ 昭和 50 年 7 月から同年 11 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳になった昭和 43 年*月ごろに、母親が行ってくれた。その後、私は、会社を退職する度に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料は、私が母親に預け、母親が自宅に来ていた集金人に納付していたが、1、2回は、私が、集金人の家に出向いて納付したこともあった。

申立期間①、②、③及び④が未加入とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 43 年*月ごろに、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は既に他界していることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は、昭和 53 年 7 月から 9 月ごろの間に行われたものと推認され、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①、②、③及び④は国民年金

に未加入の期間であったものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料は、申立人が申立人の母親に預け、その母親が自宅に来た集金人に納付していたが、1、2回は、申立人が、集金人の家に出向いて納付したこともあったと主張しているところ、主に申立期間①、②、③及び④の保険料を納付したとする申立人の母親は、既に他界していることから、申立期間①、②、③及び④当時の保険料の納付状況は不明である上、1、2回は、保険料を納付したとする申立人もその当時の保険料額や納付時期についての記憶が曖昧である。

加えて、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から58年12月まで

私は、婚姻届を提出したことを契機に、昭和55年ごろ市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続の際に市役所で2年前までさかのぼって納付できると説明を受けたので、近くの金融機関で夫婦二人分の保険料を納付書により2年前までさかのぼって納付し、その後も未納期間がないように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろに市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、加入手続後に近くの金融機関で夫婦二人分を一緒に2年前までさかのぼって納付し、その後も未納期間がないように納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その夫についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外に手帳を所持していた記憶はないと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年2月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間直後の59年1月から61年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料を同年3月から同年12月の間に過年度納付により納付していることから、その時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から同年 10 月まで

私がか社を退職した昭和 50 年 6 月ごろに、市役所から国民年金保険料が未納である旨の案内と一緒に納付書が届いたので、母親が市役所へ行き、私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 50 年 6 月ごろに、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、その際に市役所窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、加入手続前に市役所から納付書が届いたと述べており、その主張は、当時の制度上の取扱いと一致しない。

また、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の母親からは証言が得られないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 2 年 3 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3594

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 50 年ごろに夫婦二人分の国民年金の加入手続を行うとともに、夫の分と一緒に保険料を納付し始めた。その直後に、このまま保険料を納付し続けたとしても、夫婦ともに加入期間が足りないため、将来、年金の支給を受けられなくなるおそれがあることが判明した。そこで、結婚直後の 39 年 4 月以降の未納となっている国民年金保険料をさかのぼって納付することとした。後日、郵送された納付書により近所の郵便局で 10 万円ほどを納付し、その時夫の分についても、同じ期間の保険料をさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年ごろ国民年金に加入した直後に、39 年 4 月にさかのぼって夫婦同時に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は 50 年 10 月に夫婦連番で払い出されていること、及び申立人夫婦は同年 4 月から国民年金保険料を納付し始めていることが確認できるとともに、その時点では、申立人夫婦は、48 年 4 月にさかのぼって 2 年間の保険料を過年度納付しても、特例納付しなければ、いずれも国民年金受給資格を得られない状況であり、特殊台帳によれば、過年度納付と特例納付を合わせて、申立人は 48 か月分の保険料を、その夫は 72 か月分の保険料をそれぞれ納付していることが認められる。

また、申立人夫婦は、老齢基礎年金の受給権を確保するためには 300 か月以上の国民年金保険料を納付していなければならないところ、申立人は 320 か月分の保険料を、その夫は 312 か月の保険料をそれぞれ納付しており、さ

らに、申立人夫婦が特例納付をした時期に居住していた市において、申立人夫婦の国民年金手帳番号の前後の番号が付与された強制加入被保険者であつて特例納付をした者を抽出してその納付記録を調査した結果、受給要件を満たすために必要な年数を特例納付したものと思われる被保険者が複数確認できることから、申立人夫婦は受給資格を満たすことを意識して特例納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の夫も申立期間の保険料は未納とされている上、申立期間の国民年金保険料の納付を示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 8 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 4 月ごろ、自宅に集金人が来たので、41 年 8 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料をまとめて納付した。保険料を納付した際、集金人が、国民年金手帳の昭和 41 年度から 43 年度までの頁の切り取り線の上に領収の割印を押してくれた。保険料額が高かったので、集金人に聞くと、「2 年数か月分ですから。」と言われた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 4 月ごろ、集金人に、申立期間と昭和 43 年度分の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、その時点において、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、それ以外の期間についても、過年度納付することが可能であるものの、申立人が、その当時居住していた市では、集金人が過年度保険料を徴収していなかったことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間の始期である昭和 41 年 8 月ごろに払い出されているが、申立人は、42 年 5 月に転居した市で、初めて国民年金保険料を納付するようになったと述べており、申立人が国民年金に加入後、定期的に保険料を納付していたことも考えにくい。

さらに、申立人は、自身が所持する国民年金手帳には、申立期間の国民年金印紙検認記録欄に検認印が押されていないものの、右側の頁にある印紙検認台紙が切り取られた際に、集金人が押した割印が残されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると述べているが、制度上、集金人は、前年度分の保険料の納付状況を確認するため、納付の有無にかか

ならず、左右の頁の中央に割印を押し、右側の台紙を切り取っていたことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から6年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から6年12月まで

私は、平成2年1月ごろ、友人たちとの会話の中で、60歳以後も国民年金に任意加入できることを知り、区役所で国民年金の任意加入手続きを行ったと思う。申立期間の国民年金保険料は、金融機関又は区役所で納付していたにもかかわらず申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年1月ごろ、区役所で国民年金の任意加入手続きを行い、金融機関又は区役所で、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人は、加入手続きについての記憶が曖昧である上、申立期間当時の保険料額や納付時期についての記憶も曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、平成2年*月に60歳に到達したことにより、国民年金の被保険者資格を喪失しており、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳でも、その後申立人が、改めて国民年金の被保険者資格を取得した形跡が見受けられないことから、申立期間は未加入期間であったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月まで

私は、会社退職後の昭和 62 年 8 月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、自宅に届くようになった納付書により区役所で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和 62 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、現在所持している年金手帳以外に手帳を所持していた記憶はないと述べている上、申立人の所持する年金手帳では、当時、国民年金の加入手続を適切に行っていなかったことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 2 年 11 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無い上、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月まで

私の国民年金については、妻が昭和 50 年ごろに夫婦二人分の加入手続を行うとともに保険料を納付し始めた。その直後にこのまま保険料を納付し続けたとしても、加入期間が足りないため、将来、年金の支給を受けられなくなるおそれがあることが判明した。そこで、結婚直後の 39 年 4 月以降の未納となっている国民年金保険料をさかのぼって納付することとした。後日、郵送された納付書により近所の郵便局で 10 万円ほどを納付し、その時妻の分についても、同じ期間の保険料をさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年ごろ国民年金に加入した直後に、39 年 4 月にさかのぼって夫婦同時に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は 50 年 10 月に夫婦連番で払い出されていること、及び申立人夫婦は同年 4 月から国民年金保険料を納付し始めていることが確認できるとともに、その時点では、申立人夫婦は、48 年 4 月にさかのぼって 2 年間の保険料を過年度納付しても、特例納付しなければ、いずれも国民年金受給資格を得られない状況であり、特殊台帳によれば、過年度納付と特例納付を合わせて、申立人は 72 か月分の保険料を、その妻は 48 か月分の保険料をそれぞれ納付していることが認められる。

また、申立人夫婦は、老齢基礎年金の受給権を確保するためには 300 か月以上の国民年金保険料を納付していなければならないところ、申立人は 312 か月分の保険料を、その妻は 320 か月の保険料をそれぞれ納付しており、さらに、申立人夫婦が特例納付をした時期に居住していた市において、申立人

夫婦の国民年金手帳番号の前後の番号が付与された強制加入被保険者であつて特例納付をした者を抽出してその納付記録を調査した結果、受給要件を満たすために必要な年数を特例納付したものである被保険者が複数確認できることから、申立人夫婦は受給資格を満たすことを意識して特例納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の妻も申立期間の保険料は未納とされている上、申立期間の国民年金保険料の納付を示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 46 年 12 月まで
② 昭和 47 年 1 月から同年 3 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 12 月 26 日から 49 年 1 月まで
④ 昭和 49 年 1 月から同年 7 月 22 日まで
⑤ 昭和 49 年 9 月から平成 8 年 5 月まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の期間照会をしたところ、A社、B社、C社及びD社で勤務していた期間の加入記録が無いとの回答があった。D社については、過去に社会保険事務所に相談に行った際に、当時の担当者は私が示した給与明細書等の資料を見て、保険料控除があったことを認めている。当該期間について、現在、給与明細書等は残っていないが、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は当該期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、商業登記簿においても所在を確認できないため、事業主及び同僚の連絡先が不明であることから、申立てに係る供述を得ることができない。

また、申立人がA社の取引先として挙げたE社及びF社に、A社について問い合わせたが、同社について供述を得ることができず、同社の存在を確認できない。

さらに、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②及び③について、申立人はB社に昭和 47 年 1 月から 49 年 1 月まで勤務していたとしているが、オンライン記録において、申立人の同

社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は 47 年 3 月 1 日、喪失日は 48 年 12 月 26 日と記録されている上、この期間は G 厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員資格取得届、同喪失届、H 健康保険組合から提出された台帳の加入記録及び雇用保険の記録と一致している。

また、B 社の元取締役は、厚生年金保険の加入時期について、「新卒者については 4 月、中途採用者は試用期間経過後に加入させていた。」と回答していることから、同社には試用期間があったことが推認できる。

さらに、申立期間②③当時、B 社に勤務していた従業員 5 名は申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができない。

加えて、B 社は平成元年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元取締役は、「昭和 59 年に他社と合併した際に、過去の資料を処分してしまった。」としていることから、申立人の厚生年金保険の適用状況及び給与から保険料を控除されていたことを確認できない。

申立期間④については、申立人は昭和 49 年 1 月から C 社に勤務していたとしているが、オンライン記録において、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、同年 7 月 22 日と記録されているところ、雇用保険の加入日は同日となっていることが確認できる。

また、申立期間④当時、C 社に勤務していた元従業員 9 名に照会したところ、回答のあった 5 名のうち 4 名は、厚生年金保険の加入時期について、入社してから一定期間経過後に加入したと供述していることから、同社に試用期間があったことが推認できる。

さらに、申立人は当時の同僚を記憶していない上、上記の元従業員 5 名は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができない。

加えて、C 社は昭和 51 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡しており、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）も無いことから、申立人の厚生年金保険の適用状況及び給与から保険料を控除されていたことを確認できない。

申立期間⑤については、D 社の元従業員 21 名に照会したところ、回答のあった 15 名のうち、14 名は申立人を記憶しておらず、1 名は名前を覚えていたものの記憶が曖昧であり、また、申立人が名を挙げた上司も既に死亡しているため、申立てに係る供述を得ることができず、在籍を証明できない。

また、D 社で社会保険事務の担当をしていた従業員から提出された社員住所録（平成 5 年 11 月現在）には、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、D 社が昭和 58 年 7 月 1 日以降加入していた I 厚生年金基金に申立人の加入記録を確認したが、申立人の加入記録は確認できなかった。

加えて、D社は平成10年9月8日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）も無いことから、申立人の厚生年金保険の加入状況及び給与から保険料を控除されていたことを確認できない。

なお、申立人は、過去にJ社会保険事務所（現在は、K年金事務所）にD社の厚生年金保険被保険者期間について相談に行った際に、当時の担当者が申立人が提出した給与明細書及び預金通帳等を確認し、保険料控除があったことを認めたと供述しているが、K年金事務所は当時の担当者は既に退職している上、当時の記録も既に廃棄していることから、申立人が供述した事実について確認できないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としていずれの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年6月1日から6年10月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成6年10月31日から7年4月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月1日から6年10月31日まで
② 平成6年10月31日から7年4月1日まで

A社及びB社（現在は、C社）D工場に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際にもらっていた給料と相違している。給与控除明細書及び平成5年分の源泉徴収票を提出するので、支給されていた給料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。また、申立期間②は、国民年金の加入期間になっているが、この期間もB社に勤務し、6年10月分ないし同年12月分の給与控除明細書のとおり厚生年金保険料を控除されており、国民年金の加入者になったことも知らなかった。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額の相違に係る申立てについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立人が提出した給与控除明細書から、申立人の主張どおり 40 万円の報酬が支払われていることが確認できるが、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、平成 5 年 7 月から 6 年 9 月までは 30 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人が提出した平成 5 年分源泉徴収票の社会保険料等の金額から、平成 5 年 6 月の厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額 30 万円に相当する額であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人が提出した平成 6 年 10 月から同年 12 月までの給与控除明細書及び C 社が提出した 7 年 1 月から同年 3 月までの給料明細（賃金台帳）により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できる上、当該給与明細書には、6 年 10 月から同年 12 月までの厚生年金保険料が控除されていた旨が記載されている。

しかし、申立期間②において、B 社は、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できるところ、同社の事業主は、「申立期間②は厚生年金保険の適用事業所でなくなった期間であり、給与から控除した平成 6 年 10 月から同年 12 月までの期間の厚生年金保険料は、誤って控除してしまったものであり、7 年 5 月 2 日に同年 4 月分給与と一緒に返金し、同年 1 月から同年 3 月までの期間は厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べており、このことは事業主から提出された給与明細（賃金台帳）からも確認できる。

また、申立人は、申立期間②において、国民年金の加入者になったことを知らなかったと述べているが、当該期間の国民年金保険料を B 社退職後の平成 8 年 10 月 2 日に一括して納付しているほか、申立人の妻は、当該期間に係る国民年金の被保険者資格を第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 7 日から同年 8 月 1 日まで
私はA市にあったB社に昭和 46 年に入社後、49 年に海外勤務となり 52 年に帰国し、C区にあった関連会社のD社に勤務した。
オンライン記録では、D社の昭和 53 年 1 月 7 日から同年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額が 15 万円となっている。私は営業職で海外出張が多かったが 52 年から給料は月額 28 万円をもらっており、給料が下がっていた記憶は無い。不自然なので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はD社の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は 28 万円であったと主張するところ、オンライン記録によると、昭和 53 年 8 月に申立人の標準報酬月額は資格取得時の 15 万円から 26 万円 (33 等級) に随時改定されている。

また、D社の同僚の保管する昭和 53 年 1 月から同年 12 月までの給料明細書及び源泉徴収票の標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある標準報酬月額と一致している。

さらに、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、標準報酬月額がそきゅうして訂正された痕跡^{こんせき}は無い上、申立人は給与明細書等の保険料控除が確認できる資料の保存はしておらず、B社及びD社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、賃金台帳等の確認はできない。

なお、その同僚が保管していた「厚生年金保険及び健康保険料変更通知」について、申立期間当時のD社の経理部長に問い合わせたところ、

「申立期間は、社会保険事務所（当時）からの標準報酬月額決定の通知に基づき、各従業員に対し厚生年金保険及び健康保険料変更通知で通知していた。」と回答していることから、申立人についても厚生年金保険資格取得時及び随時改定時には、変更の通知があったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月ごろから 59 年 5 月ごろまで
オンライン記録によると、私は、申立期間に大型トラックの運転手としてA社に勤務していたにもかかわらず、記録が無い。
当時、正社員として入社したはずであり、保険料を控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた複数の従業員が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できること、及び同僚の供述から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚は、「A社には昭和 58 年ぐらいに入社し、大型トラックの運転手であった。」と供述しているが、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、63 年 9 月 13 日となっており、同社に入社後、約 5 年間は厚生年金保険に加入していない。

一方、別の同僚は、「入社後すぐに厚生年金保険に加入した。」と供述している。

これらのことから、A社では、同じ大型トラックの運転手であっても、社会保険の加入について、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、上記の同僚のうち、1 名について雇用保険の加入記録を確認したところ、厚生年金保険の資格取得日の約 2 か月前に加入しているが、申立人は、A社において雇用保険に加入していない。

さらに、A社は、当時の賃金台帳や源泉徴収簿等を保存しておらず、申

立人も同社に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除は確認できない。

加えて、申立期間当時のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで
私は中学校卒業後、昭和 33 年 4 月 1 日にA社に入社し、同社では冷蔵庫の外枠の板金の取付けや完成した製品の納品などを行っていた。
また、当時、健康保険被保険者証を使って医者に行った記憶があり、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立人と同じ中学校を卒業し、同社に同期入社したとする同僚の供述から推認できる。

しかしながら、上記の同僚についても、A社における厚生年金保険の記録は無い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から連絡が取れた、申立人と同時期に勤務していた複数の者は、「同社では、入社後に試用期間があり、すぐには厚生年金保険には加入させてはもらえなかった。」と供述している上、これらの者が同社に入社したとする日と上記被保険者名簿から確認できる資格取得日を比較すると、4か月から1年4か月までの期間があることが確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の賃金台帳や源泉徴収簿等を確認できず、申立人も当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

加えて、上記被保険者名簿を調査したところ、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号の欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 26 日から 40 年 7 月 1 日まで
② 昭和 40 年 11 月 16 日から 42 年 2 月まで

私は、昭和 39 年 11 月から 42 年 2 月まで A 社に在籍し、同社 B 店に勤務していた。当時は大学生で正社員ではなかったが、大学にはほとんど行かず、申立期間において継続して勤務しており、勤務形態や勤務時間等も変わらなかったため、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 店に勤務していた同僚の証言から、申立人が申立期間①及び②を含めて継続して同社にアルバイトとして勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社は、「当時はアルバイトといえども加入要件に該当していれば厚生年金保険に強制加入させ、該当しなくなれば喪失届を出していた。」と回答しており、同社 B 店の事務担当者も「本社が出勤簿を基にして社会保険の加入を判断していた。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは、申立人と同日に資格を取得しているほとんどの被保険者が、申立人同様、短期間で被保険者資格を喪失しており、同社で複数回にわたって被保険者資格の取得と喪失を繰り返している者も複数見受けられる。

また、A 社は申立期間②において厚生年金基金を設立しているが、同基金にも申立人の加入記録は存在しない。

さらに、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 13 日から 12 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間が被保険者期間となっていなかった。私は、社会保険に加入できることが条件で入社したので、被保険者期間となっていないのはおかしい。同僚はおらず、給料明細書など保険料控除を証明する書類は無いが、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の預金口座に申立期間の給与が振り込まれていることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の複数の元従業員は、「申立期間当時、社会保険に加入している人と加入していない人が存在していた。」と供述している。

また、当時の事業主は、「本人の希望等により、社会保険に加入していない従業員もいた。」と述べているところ、上記の同僚のうちの1名は、「社会保険の加入は、その時の派遣先企業との契約内容や、所長の判断によって決まるところがあった。私は、A社において被保険者になっていない期間も同社に勤務していた期間があるが、同社から社会保険の加入について選択してほしいと言われ、未加入にした。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間においてB国保の被保険者（家族）としての加入記録があることが確認できる。

加えて、申立人が当該事業所で厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 1 日から平成 3 年 3 月 22 日まで
私は、A社B店で正社員として勤務し、申立期間中、調理や接客をして働いていた。給料から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しており、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、事業所前で撮影された制服での2枚の写真及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社B店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社を営業展開するC社にB店の記録は残っておらず、A社B店が厚生年金保険の適用事業所となっていたという記録も見当たらない。

また、申立人と同じころにA社B店に勤務したとする同僚は、同社に在職していた期間は、厚生年金保険には加入していなかったと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2656 (事案 1113 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年7月1日から7年4月30日までの期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成7年4月30日から同年9月8日までの期間においては、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月1日から7年4月30日まで
② 平成7年4月30日から同年9月8日まで

平成6年7月1日から7年4月30日までの標準報酬月額が、後日、9万8,000円に訂正処理されているが、実際には50万円であったと記憶している。保険料を滞納した覚えは一切無く、税金も払っており、記録訂正にも全く関与していない。また、同年4月30日から同年9月8日までの被保険者期間が空白になっているが、脱退などしているはずが無くこちらも調査をした上で訂正を求めたいので、新たに資料を付けて再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、さかのぼった標準報酬月額の訂正が確認できるものの、A社の商業登記簿謄本から申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる上、社会保険事務所(当時)による質問応答書に、当該訂正処理が行われた当時、申立人が社会保険関係の事務を行っていたと記載されていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難く、同社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額に係る減額処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されないとし、また、申立期間②については、オンライン記録によると、A社は平成7年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同年9月1日に再び適用事業所となっていることが確認でき、申立

期間②において適用事業所となっていない上、当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる賃金台帳、給与明細書等の関連資料が無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 18 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は保険料納付を示す資料として新たに平成 4 年 4 月から 7 年 2 月までの「給料台帳」、平成 5 年度の「確定保険料算定基礎賃金集計表」及び「源泉徴収税額表」等の写しを提出したが、当該資料は、申立期間①においては、減額訂正処理に申立人が関与していなかったことを示す資料には当たらず、申立期間②においては、保険料控除が確認できる資料に当たらない上、元従業員から当該期間は「健康保険被保険者証がもらえなかった。」という証言が新たに得られている。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできず、また申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 16 日から同年 9 月 21 日まで
私は、昭和 39 年 7 月に A 社に入社し、43 年 7 月に B 社と出向となった。勤務は継続していたにもかかわらず、同社へ出向となった直後の 2 か月間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している辞令、C 社（B 社の後継会社）の在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間に B 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録から、申立人の被保険者資格の取得日は B 社が適用事業所となった昭和 43 年 9 月 21 日であることが確認できる。

また、申立人が A 社から B 社へ出向になった際の稟議書^{りんぎしよ}には申立人のほかに 5 名の同僚の名前が記載されているが、当該同僚に聴取しても、保険料控除に係る供述を得ることができない。

さらに、C 社は、「稟議書^{りんぎしよ}によって、申立期間の勤務は確認できるが、社会保険料の控除については確認できない。また、出向者の給料は場合によって出向元が負担したり、出向先が負担したりしていた。出向先が社会保険の適用事業所になっていない場合の取扱いについては資料も無く、不明である。」と回答している。

加えて、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月ごろから 37 年 8 月 1 日まで
② 昭和 37 年 12 月ごろから 40 年 11 月ごろまで

私は、申立期間①について、昭和 35 年 8 月ごろに A 社に入社し、仮設電気工事現場保守を 2 年間行っていたが、同社での資格取得日が 37 年 8 月 1 日となっており、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間②については、A 社を退職後、B 社に入社し、具体的な勤務期間までは記憶していないが、2 年から 2 年半ぐらい勤務したのに、この期間が被保険者期間となっていない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言及び申立人が当時の同僚の名前を記憶していることから、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 37 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、同僚は、「入社から適用事業所になるまでの期間の給料から保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除に係る事実

を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社の事業内容及び所在地を供述しているところ、この供述内容と商業登記簿謄本で確認できる同社の業務内容と所在地が一致していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社の事業主は、連絡先が不明である上、申立人は、当時の同僚を記憶していないことから、これらの者から申立人についての証言を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から24年4月1日まで

私は、昭和23年3月に旧制中学校を卒業して、同年4月に進駐軍の物品等を扱うA社本社に入社し、24年5月9日に同社のB所に異動するまで、各所から送られてくる報告書の計算チェック等の仕事をしてきた。

厚生年金保険の記録では、A社本社での加入期間が昭和24年4月1日から同年5月9日までとなっており、12か月間欠落している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の労務管理を行っていたC渉外労務管理事務所（現在は、D防衛事務所）が保管している「連合国軍関係常用使用人登録票」により、申立人が、同社に昭和23年4月23日から25年9月1日まで継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、駐留軍労働者に対する社会保険の適用は、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日保発第92号）により、おおむね24年1月1日を期に厚生年金被保険者資格を取得させるとされている。

また、オンライン記録によると、C渉外労務管理事務所は昭和24年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、同僚は、「申立人とは、違う職種であり、申立人のことは覚えていないが、厚生年金保険の資格については、渉外労務管理事務所昭和

24年4月1日の取得であることは承知している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 10 日から 45 年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 43 年 2 月 10 日から 45 年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答を得た。同社には 37 年 3 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び元同僚の証言から判断すると、申立人が、申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 43 年 2 月 10 日に資格を喪失し、45 年 7 月 1 日に再度資格を取得しており、それぞれの被保険者期間に係る健康保険の整理番号は別番号となっていることが確認できる。

また、A社は昭和 44 年 10 月 1 日に厚生年金基金に加入しているところ、同基金における申立人の加入日は 45 年 7 月 1 日であることが確認でき、これは、申立人が同社における厚生年金保険の資格を再取得した日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は給与明細書を所持しておらず、申立人が提出した申立期間に係る給与の支給額表からは、厚生年金保険料の控除額は確認できない。

加えて、A社の元事業主は、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を同社の解散により廃棄したとしており、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険被保険者記録によると、昭和 46 年 11 月 1 日から 48 年 6 月 1 日までの期間が被保険者期間となっていないが、当該期間はA社において正社員の技術職として勤務していたため、申立期間において被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主から提出された申立人に係る履歴書、退職届及び当該元事業主の回答から判断すると、申立人は昭和 46 年 11 月 7 日から 48 年 3 月 31 日まで同社に在籍していたことが確認できる。

しかし、A社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、同社が適用事業所となったのは申立期間後の昭和 48 年 10 月 1 日であることが確認できるところ、元事業主は、申立期間について、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと考えられるとしている。

また、申立人が挙げた元同僚 2 人及び元事業主のオンライン記録から、3 人はいずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認でき、当該元事業主は、当該期間は社員の給与から厚生年金保険料の控除はしていないと述べている。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を保持しておらず、A社は既に解散し、申立期間当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は廃棄されているため、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる

関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 26 日から 41 年 1 月 25 日まで
② 昭和 41 年 3 月 20 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 7 月 15 日から同年 9 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 12 月 20 日から 42 年 1 月 10 日まで
⑤ 昭和 42 年 3 月 20 日から同年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 42 年 7 月 15 日から同年 9 月 1 日まで
⑦ 昭和 42 年 12 月 20 日から 43 年 1 月 6 日まで
⑧ 昭和 43 年 7 月 1 日から 46 年 1 月 5 日まで

オンライン記録では、A社での厚生年金保険の資格取得は、昭和 46 年 1 月 5 日になっているが、それ以前にも同社に勤務していた。

私は、父が経営するA社に、申立期間①から⑦までは、高校生で期間アルバイトとして、同社B工場で働いた。申立期間⑧は、大学生だったが、大学が臨時休校となった時期、同社B工場で、正社員として勤務していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び申立人の弟の供述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は、昭和 46 年 1 月 5 日となっており、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日となっていることが確認できる。

また、当時のA社での社会保険の事務担当者は、「申立人と申立人の弟は、高校から大学を卒業するころまで、アルバイトとして働いていた。当

時、アルバイトは、申立人の友人を加えた3名であり、アルバイトは、社会保険に加入しない取扱いをしていた。申立人は、昭和47年3月に大学を卒業しており、その前に社会保険に加入しているのは、先代の社長と申立人は、親子だったので、そのようにしたのだと思う。」と供述しており、申立人の弟は、「大学を卒業する前に資格を取得しているが、その時から、正社員の扱いになったのだろう。その前までは、アルバイトとしての取扱いであったと思う。」と供述している。

さらに、当時の社会保険の事務担当者は、「申立人の友人は、昭和44年ごろから45年ごろまでアルバイトとして仕事をしていた。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該友人の氏名は無い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 25 日から 36 年 12 月 16 日まで
私は、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。
しかし、脱退手当金を受給したとされるころには実家には住んでいなかったため、通知の方法が無かったと考えられる。また、脱退手当金の説明を会社から受けた記憶も受給した記憶も無いので、脱退手当金が支給されたこととなっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 12 月 16 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした 62 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、53 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、うち 52 名が資格喪失日から 9 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人と同じ資格喪失日及び支給決定日の者が多数見受けられる。

また、同僚によると、「退職手続の際に、会社から脱退手当金制度の説明を受け、請求手続は会社でも個人でもできると言われ、私は会社に一任し、お金も会社経由で受け取った。」と回答していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の上記被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上

の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和37年9月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 57 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社で現場の作業をしていた期間、B社で勤務していた期間及びC社（現在は、D社）で製造の補助として勤務していた期間の記録が無い。A社及びB社に勤務していた期間は見習期間で、C社では6か月ごとの契約社員だったが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社でE橋の現場で作業をしていたとしており、同社に照会したところ、E橋の現場を請け負っていたとの回答であったことから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の人事担当者は、「正社員であれば見習期間であっても人事記録があるが、申立人に係る記録は無い。現場では日雇労働者も勤務していたが、日雇労働者は厚生年金保険に加入させていない。」と述べている。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、複数の者に聴取したものの、申立人を記憶する者がいないことから、申立人の雇用形態を確認することができない。

申立期間②について、B社の人事担当者は、「期間は不明だが、申立人が試験室の見習社員として勤務していたことを記憶している社員がい

る。」と述べていることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記担当者は、「当該期間当時の人事記録及び就業規則等は現存しない。」としながらも、「見習期間中の者は厚生年金保険に加入させていなかったと聞いている。」と述べている。

また、申立人が記憶する同僚を含め複数の者に聴取したものの、見習期間における厚生年金保険料の控除を記憶する者はいなかった。

申立期間③について、申立人は、C社において契約社員として勤務していたと供述しているが、D社の人事担当者は、「同社に現存している申立人の履歴書によると、申立人は昭和 59 年 11 月 27 日付けの採用者として確認できるが、申立期間③において勤務していたことが確認できない。」としている。

また、D社では、「6 か月ごとの契約更新を行う契約社員でも厚生年金保険に加入させていたが、契約期間満了前に退職した場合には加入手続を行わないこともあった。」と回答しているところ、申立人は、契約期間満了前に退職したと述べている。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、複数の者に聴取したものの、申立人を記憶する者はおらず、申立人の当該期間における保険料の控除をうかがえる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人は厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 4 月から 20 年 9 月まで

私は、昭和 19 年 4 月に A 社に入社し、陸軍の木材集積所の管理業務に従事し、終戦処理後の 20 年 9 月に退職した。戦闘機の機銃掃射により逃げ惑ったことを鮮明に覚えているので、戦時中であったことは間違いない。21 年 2 月から厚生年金保険の被保険者記録があると言われたが、終戦で陸軍が無くなり、勤務地であった陸軍の木材集積所も無くなったので、そのころに A 社に勤めているはずがない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に勤務していたと述べている。

しかし、申立人は、A 社に勤務していたのは戦時中の一回だけだと主張しているが、オンライン記録では、申立人に係る同社の被保険者期間は昭和 21 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日となっており、厚生年金保険記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも、申立人の資格取得日は同年 2 月 1 日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できることから、一連の事務処理に不自然さはない。

また、厚生年金保険記号番号払出簿において、申立期間に申立人に別の厚生年金保険記号番号が払い出された形跡は確認できない。

さらに、A 社は既に解散しており、当時の事業主から申立人の厚生年金保険加入状況を確認することはできない上、申立人が記憶している同僚は連絡先が不明のため証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除

を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 4 月 30 日まで
私が A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が引き下げられている。当時の給与支払明細書を提出するので、調査をして標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 6 年 4 月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 3 月までは 59 万円と記録されていたところ、同年 4 月 28 日付けで 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本から、申立人が申立期間当時、A 社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A 社のもう一人の代表取締役である配偶者 B 氏が経営実権を持っていて、私は名前だけの代表取締役で、標準報酬月額の遡^{そきゆう}及訂正の届出については知らない。」と主張しているが、申立人及び B 氏は、同社の代表者印は申立人が管理していたとしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月ごろから 31 年 3 月ごろまで
申立期間当時、A社（現在は、B社）で、学生アルバイトとして返品係の仕事をしていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の従業員の供述及び申立人の記憶から、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、保管する資料の中に申立人に係るものは無いとしている上、申立人が同僚の氏名を記憶しておらず、申立人が記憶している姓の上司を特定することができないことから、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除に関する証言を得ることができない。

また、申立人は「申立期間当時、昼間部の大学生であったので、授業と授業の合間等に仕事をしていた。」としていることから、A社の一般の従業員より就労時間が短く、厚生年金保険被保険者に該当していなかったと考えるのが自然である。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に、同社に在籍していたことが確認できる昭和 10 年又は 11 年生まれの複数の従業員から聴取したところ、「昼間部の学生アルバイトは相当数いた。」という供述があったにもかかわらず、「申立期間当時、夜間部の学生であったため、昼間アルバイトとして勤務していたが、就労時間は正社員と同じであった。」とする 1 名を除き、いずれも「正社員であった。」としており、昼間部の学生であり、アルバイトとして勤務していたとする者はいなかった。

このほか、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月1日から24年5月30日まで
② 昭和24年6月1日から25年1月1日まで

当時、大学生であったが、E社からの紹介により、申立期間①については、A社に記者見習として入社し、印刷にかかわる仕事をしており、申立期間②についてはB社（現在は、C社）で手形受付等の仕事をしてきた。E社からは両社とも正社員として扱うと聞いていたので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の勤務内容についての詳細な記憶から、申立人がA社で印刷技術者として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたとするA社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、厚生年金保険の適用事業所となっている類似した名称のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間当時、在籍の確認ができる従業員に照会したところ、D社では新聞編集、販売、広告の募集は行っていたが、印刷については別会社に委託していたとする供述が得られた上、申立人の記憶しているA社の所在地とは異なっており、申立人が勤務していたとする同社を特定することはできなかった。

さらに、申立人は同僚の氏名等を記憶しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人は昭和24年6月1日から25年1月ごろまでB社に勤務していたと主張しているところ、C社の保管している退職者

名簿において、申立人に係る記録は採用年月日が24年12月16日、退職年月日が25年1月16日で所属は臨時と記載されていることが確認できる。

しかし、当該期間において、申立人と同じく学生アルバイトとしてB社に勤務したとする従業員は、「当初、厚生年金保険には加入せず、数箇月たった後で希望者は厚生年金保険に加入できる旨の話があった。私は厚生年金保険への加入を希望したので、同社において被保険者記録がある。」と供述している。

また、B社で労務関係の仕事をしていたとする者は、「数箇月間の契約の学生アルバイトは、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と述べている。

さらに、C社は、当時の資料が無いことから、臨時従業員に係る厚生年金保険の取扱いは不明であると回答しており、申立人が、当該事業所において、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 21 日から 53 年 12 月 18 日まで
私は、昭和 48 年 8 月 21 日に A 社に入社し、数年間、1 日 3 時間程度の勤務をしていたが、その後 1 日勤務となり、62 年 3 月 15 日まで継続して勤務していた。しかし、48 年 8 月 21 日から 53 年 12 月 18 日までの厚生年金保険加入記録が無い。年金手帳から、厚生年金保険に加入していたのは事実なのだから、この当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の関連会社である、B 社所有の A 社の正規社員名簿から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、年金手帳に記載されている A 社に係る厚生年金保険の被保険者期間のうち、後半の勤務期間しか加入記録が無く、前半の勤務期間である申立期間に厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかないと主張している。

しかし、申立人は、昭和 48 年 8 月 21 日に A 社に入社し、数年間は 1 日 3 時間程度の勤務であり、その後 1 日勤務となったと供述しているところ、申立人が名前を挙げた同僚は、「私は、当初、短時間勤務であったため、厚生年金保険に加入していなかったが、短時間勤務でなくなったため、厚生年金保険に加入した。」と証言しており、申立人も同じ扱いであったと考えられる。

また、申立人が名前を挙げた別の同僚から、年金手帳に記載されている A 社に係る被保険者期間を聴取し、オンライン記録における被保険者期間と比較したところ、申立人と同様に前者に比し後者が短いことが確認でき

る。

さらに、オンライン記録から、申立人は、昭和 45 年 11 月 9 日から 53 年 12 月 15 日までの期間、国民年金に任意加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、B 社は、「A 社に係る資料は上記の正規社員名簿のみであり、当時のことを知っている者もないことから、申立人の申立期間に係る保険料の控除については不明である。」と回答している。

このほか、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月1日から同年9月1日まで
② 昭和30年10月1日から31年2月1日まで
③ 昭和31年3月1日から同年7月1日まで
④ 昭和31年8月1日から同年12月1日まで
⑤ 昭和32年1月1日から同年5月1日まで

私は、昭和30年5月1日から33年6月1日までA社（現在は、B社）に勤めてきた。30年5月1日から32年6月1日までは、臨時社員として4か月勤務し、1か月空けて再び4か月間勤務するという形態で勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の記録が抜けているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、4か月ごとの臨時社員として働いていたとしているが、A社において申立人と同様に昭和32年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録のある者は多数確認でき、これらの者に照会をしたところ、回答のあった5名は、申立人の氏名を記憶していないと回答している。

また、回答のあった5名のうち3名は、昭和32年6月1日以前の雇用形態について、申立人と同様に4か月ごとの雇用形態で勤務していたと供述しているところ、申立人と同様に当該期間において、厚生年金保険の被保険者でないことが確認できる。

さらに、B社に照会したところ、「申立期間当時の人事記録等は残っておらず、当時の臨時社員に係る取扱いについては不明である。」との回答であったが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、4か月

の被保険者期間を繰り返している被保険者は見当たらないことから、申立期間当時、同社では、4か月契約の臨時社員は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から34年4月1日まで
申立期間の厚生年金保険加入期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。

しかし、私は大学教授の推薦で入社試験を受け、昭和33年3月にA社に入社したので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に大学の教授の紹介で面接試験を受け、卒業前の昭和33年3月から就業していたとしており、当時の状況を鮮明に記憶していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人とほぼ同時期にA社に勤務していた同僚に照会を行ったところ、複数の同僚から、「記憶している入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日が1年程度相違している。」との供述があったことから、同社では、入社後、一定の期間をおいて従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、申立人がほぼ同時期に入社したとするB氏の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同様、昭和34年4月1日であることが確認できる。

さらに、申立人は昭和33年3月にA社に入社したと述べているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年3月に資格を取得した者はおらず、整理番号に欠番は無い。

このほか、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなってお

り、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2672 (事案 1126 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月ごろから31年1月ごろまで

私は、申立期間において、A社に勤務していた。当時、一緒に勤務していた同僚は、同社での厚生年金保険の加入記録があるので、自分も加入していたはずである。

今回、新たに証言を得られる同僚が見つかり、当該同僚が作成した、申立期間当時の私の勤務状況等が記載されている「証明書」を提出するので、再度、調査をして、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、同僚の証言及び申立人の申立期間当時に係る詳細な記憶から、A社に勤務していたことは推認できるものの、複数の同僚から聴取したところ、当時、共に働いていたとして名前を挙げた者の中には、同社において厚生年金保険被保険者記録の無い者が存在することから、申立期間当時、同社では、厚生年金保険の適用について、従業員ごとに区別して取り扱っていたことがうかがえる上、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、人事台帳や給与関係書類を確認することができず、同社の代表清算人であった三代目の社長に聴取したものの、当時の従業員の社会保険の適用についての記憶は定かでないなどにより、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として、同僚が作成した申立期間当時の申立人の勤務状況等が記載されている「証明書」を提出しているが、保険料の控除についての記載は無いなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情

とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険被保険者記録では、平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 10 月 1 日までの標準報酬月額が当時の報酬額と相違しているため、記録訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 20 万円と記録していたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 9 年 12 月 31 日の後の 10 年 4 月 9 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げる処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該訂正処理が行われた平成 10 年 4 月 9 日当時、A社の代表取締役として同社に在籍していたことが申立人の回答及び商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、「当時、社会保険料の滞納について社会保険事務所（当時）に相談に行ったところ、滞納保険料の支払方法について、標準報酬月額の訂正を勧められ、記録訂正の届出を行った。」と述べていることから、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 14 年 3 月 29 日まで
厚生年金保険被保険者記録では、平成 12 年 10 月 1 日から 14 年 3 月 29 日までの標準報酬月額が当時の報酬額と相違しているため、記録訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 20 万円と記録していたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 14 年 3 月 29 日の後の同年 4 月 1 日付けで、さかのぼって 12 年 10 月から 14 年 1 月までは 11 万 8,000 円に、同年 2 月は 9 万 8,000 円に引き下げる処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該訂正処理が行われた平成 14 年 4 月 1 日当時、A社の代表取締役として同社に在籍していたと述べている。

また、申立人は、「当時、社会保険料の滞納について社会保険事務所（当時）に相談に行ったところ、滞納保険料の支払方法について、標準報酬月額の訂正を勧められ、記録訂正の届出を行った。」と述べていることから、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から 10 年 12 月 31 日まで
厚生年金保険被保険者記録では、平成 8 年 1 月 1 日から 10 年 12 月 31 日までの標準報酬月額が当時の報酬額と相違しているため、記録訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成 8 年 1 月から同年 3 月までは 50 万円、同年 4 月から 10 年 7 月までは 15 万円、同年 8 月から同年 11 月までは 9 万 8,000 円と記録していたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 10 年 12 月 31 日）より後の 12 年 6 月 9 日付けで、さかのぼって 9 万 2,000 円に引き下げる処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該訂正処理が行われた平成 12 年 6 月 9 日当時、A 社の代表取締役として同社に在籍していたことが申立人の回答及び商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、「当時、社会保険料の滞納について社会保険事務所（当時）の職員と相談したところ、滞納保険料の支払方法について、滞納した分をさかのぼって相殺しましょうと説明されてお願いした。」と述べていることから、申立人は、A 社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は A 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 1 日から 10 年 7 月 31 日まで
オンライン記録では平成 9 年 9 月から 10 年 6 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円に減額されている。平成 9 年度市民税県民税（特別徴収税額）の通知書を添付するので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成 9 年 9 月及び同年 10 月は 59 万円、同年 11 月から 10 年 6 月までは 41 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（10 年 7 月 31 日）の後の同年 8 月 18 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、A 社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたと述べている上、「社会保険関係の事務手続は、A 社の取締役であった実弟が担当していた。平成 10 年 6 月ごろ、B 社会保険事務所（当時）の職員から連絡があったので、実弟を行かせた。社会保険関係の事務手続は実弟に対応を一任した。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、その処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から11年4月20日まで
オンライン記録では、申立期間の私の標準報酬月額が9万2,000円になっているが、当時の給与は32万円ぐらいであった。
調査の上、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年8月から10年3月までは59万円、同年4月から11年3月までは32万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成11年4月20日）に、さかのぼって、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍していたことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、会社の社会保険関係事務は、前任の社長の妻及びB会計事務所に任せており、私は、関与していなかった。」と供述しているが、前任の社長の妻は、申立期間の前の平成3年1月に同社を退職しており、B会計事務所の所長は、既に死亡しているため、供述を得ることはできなかった。

さらに、同僚は、「私は、平成9年9月末日で退職したが、そのころには、会社には、私と申立人の二人だけだった。私の退職後は、申立人のみが会社に残ったが、たぶん倒産状態であったと思う。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役とし

て、自らの標準報酬額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額
の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申
立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはでき
ない。

第1 委員会の結論

申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から同年 12 月 27 日まで
平成 20 年 12 月に社会保険事務所（当時）の職員が自宅に来て、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていると言われた。申立期間の標準報酬月額を引き下げられる前の金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、36 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成 11 年 12 月 27 日）の後の平成 12 年 2 月 4 日付けでさかのぼって 9 万 8,000 円へ減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A 社に係る商業登記簿謄本により、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険のことは B 氏に任せていたので、標準報酬月額の減額訂正は仕方ないと思う。」と述べていることから、申立人は、厚生年金保険に係る事務について権限を有する代表取締役として標準報酬月額の減額について同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 63 年 1 月 8 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 63 年 7 月 4 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。私は、昭和 62 年 4 月 17 日から同社において、6 か月ごとの契約の期間社員として働き、63 年 10 月 1 日に正社員となった。雇用保険の記録で私が同社に勤務していたことが証明できるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社が保管している厚生年金基金加入員番号払出簿に記載されている申立人の厚生年金基金加入員資格取得日は、昭和 62 年 4 月 17 日であり、その後、63 年 10 月 1 日に再加入したこととなっており、申立人が所持しているB厚生年金基金加入員証に記載された申立人の加入員資格取得日及びオンライン記録における申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

また、A社が加入しているC健康保険組合では、申立人は同社において昭和 62 年 4 月 17 日に被保険者資格を取得し、同年 8 月 1 日に資格を喪失した後、63 年 10 月 1 日に被保険者資格を再取得し、平成元年 5 月 1 日に資格を喪失していると回答しており、オンライン記録における申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者期間と一致している。

さらに、A社では、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険の取扱い

については、同一の加入要件で加入非加入を判断し、加入要件に該当すれば、一体的に加入させており、申立期間当時においても、現在と同様の手続をしていたと思うと回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月 15 日から 46 年 1 月 16 日まで
② 昭和 48 年 1 月 11 日から同年 8 月 6 日まで
③ 昭和 48 年 9 月 26 日から 49 年 7 月 9 日まで

私のねんきん特別便の記録を見たら、A社からD社に転職した際、B社からC社に転職した際及び同社からE社に転職した際の厚生年金保険被保険者としての記録が無いことになっていた。

申立期間において2か月以上仕事をしていない時期は無いと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間にA社に勤務していたと述べているが、同社は、申立期間①当時の資料等が無いため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明であると回答している。

また、複数の同僚に聴取したものの、申立人の勤務期間を記憶する者はおらず、このほかに、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は当該期間にB社に勤務していたと述べているが、申立人の雇用保険における加入記録はオンライン記録と一致する上、同社の事業主は、申立てどおりの届出は行っていないと回答しており、同社が保管する資料に記載されている申立人の厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日もオンライン記録と一致する。

申立期間③について、申立人は当該期間にC社に勤務していたと述べているが、同社の担当者は、「申立期間③当時の資料等が無いため、申立人

の退職日は不明である。」としており、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

また、C社が保有するF厚生年金基金の加入記録における申立人の資格喪失日は昭和48年9月26日であり、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は「C社を退職後、すぐに交通事故に遭い、6か月ぐらいは通院のため仕事はしていなかった。」と述べていることから、申立期間③のうち、昭和49年3月以前の期間については、申立人は同社に勤務していなかったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで

私が A 社 B 支店に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、直前の期間は 3 万 9,000 円であるのに比べ、3 万 6,000 円に減額している。当時は、定期昇給のほかにベースアップもあり、減額することは考え難い。給与明細書を添付して申し立てるので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の標準報酬月額の相違に係る申立てについては、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立人の保管している給与支給明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、昭和 40 年 10 月及び同年 11 月は 3 万 6,000 円であることが確認でき、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人が提出した昭和 40 年 12 月分、41 年 2 月分、同年 3 月分及び同年 6 月分の給与支給明細書の社会保険料の金額から、40 年 12 月から 41 年 7 月までの厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額（3 万 6,000 円）に見合う厚生年金保険料が控除されていたと推認

できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2682

第1 委員会の結論

申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月 1 日から 11 年 8 月 31 日まで
私は、A社の代表取締役として、平成9年4月1日から11年8月31日まで同社を経営し、給料も平均36万円受け取っていたが、申立期間における標準報酬月額は9万8,000円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成11年8月31日）の後の同年9月7日付けで、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は保険料の滞納の有無及び厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続等への関与について不明としているものの、社会保険事務所（当時）が行った「不適正な^{そきゅう}遡及訂正処理の可能性のある記録のうち年金受給者（約2万件）への戸別訪問調査」の申立人に係る質問応答書において、A社の監査役である配偶者が同社の社会保険事務を担っていたこと、及び申立期間に保険料の滞納があったことを回答しており、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理について関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 6 日から 49 年 8 月 30 日まで

私は、昭和 42 年 11 月から平成 12 年 8 月までずっと実家である A 社に勤務してきた。しかし、社会保険庁（当時）の記録によると、昭和 48 年 9 月 6 日から 49 年 8 月 30 日までの期間が被保険者となっていない。私が社会保険の事務全般を担当していたので、申立期間のみ記録が無いのは納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人の弟である A 社の現事業主及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 48 年 9 月 6 日に資格を喪失し、49 年 8 月 30 日に資格を再取得しているところ、申立人の事務補助をしていた同僚も、申立人と同様の記録になっているが、当該同僚は、申立期間においても同社に勤務していたと述べている。

また、上記の同僚は、自身の被保険者となっていない期間における厚生年金保険料の控除については不明としているものの、申立期間中の昭和 49 年 2 月 26 日に国民年金に加入し保険料を納付している。

さらに、A 社の当時の事業主は既に亡くなっていることから、厚生年金保険料控除に係る証言を得ることができない上、申立人の弟である現事業主は、当時の社会保険関係の書類は事務所移転により廃棄してしまったと述べている。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月 1 日から 11 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間において標準報酬月額が 38 万円と記録されている。しかし、私は平成 10 年 7 月から海外に転勤になり、同年 8 月から社内の海外勤務規定により報酬がアップしている。標準報酬月額は、この金額に見合った額を届けなければならないのに、会社の^{かし}瑕疵により実態とは違う金額となっているので申立期間の標準報酬月額を 56 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「申立期間に係る標準報酬月額が、会社の^{かし}瑕疵により実態とは違う金額となっている。」と述べており、A社からも申立人の主張は正しく、月額変更の届出を誤ったとの意見を得ている。

しかしながら、A社は、「申立期間は、従前の標準報酬月額 38 万円に対する金額で厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

また、申立人は、申立てに見合う厚生年金保険料の控除が記載されたA社の給与明細書は無いとしているほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 25 日

私は、平成 14 年 4 月 1 日から 17 年 9 月まで A 社に勤務した。社会保険事務所（当時）から送られてきたねんきん特別便を見て、15 年 9 月 25 日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における賞与に係る標準賞与額の記録が無いとしている。

しかし、A 社の事業主は、毎年 9 月に賞与の支給を始めたのは平成 16 年からであり、15 年 9 月には支給していないと述べている。

また、申立人提出の預金通帳には、平成 15 年 9 月 25 日に A 社から給与とは別に 10 万 120 円が振り込まれていることが確認できるが、同社の事業主は、この振込額は半年分の交通費であるとしている。

さらに、A 社の事業主は、平成 15 年 10 月分の給与明細書に当該交通費の記載を行ったとしており、同社提出の同年 10 月分の申立人に係る給与明細書の写しから、交通費 10 万 120 円と記載されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年6月26日から29年10月25日まで
私は、A社の事業主から、倒産する前に退職するように勧奨があり、女子事務員と昭和27年10月25日に退職した。年金受給の手続の際に同社の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金の支給済みとなっているのが分かった。脱退手当金を受給した覚えも無く、手続を行った記憶も無いので記録を訂正し、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、昭和29年11月18日に脱退手当金を支給した旨の記載がされているほか、申立期間の脱退手当金は支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月ごろから 61 年 3 月末まで
私は、申立期間について、父親が代表取締役を務めるA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、調査してほしい。なお、申立期間当時に入社していた健康保険は、国民健康保険である。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親であるA社の代表取締役の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、当時、経理業務を委託されていた税理士は、「同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と証言している。

また、オンライン記録により、A社の従業員として申立人が挙げた5名のうち、申立人の父親、母親及び姉は、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録が確認できる。

さらに、申立人は申立期間において、国民健康保険に入社していた旨を供述している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。